

2-2 建築物の屋上におけるビアガーデン等の指導基準

建築物の屋上に設けるビアガーデン、遊技場等に対しては次の事項を指導するものとする。

- 1 建築物の屋上でビアガーデン、遊技場等を開設する際の要否、建築物の階の計上、耐荷重等について、津市建築部局に相談するよう関係者に指導すること。
- 2 上記1により、開設可能な場合については、消火器、非常警報設備、自動火災報知設備の発信機、地区音響装置、避難器具及び誘導灯を有効に設置すること。
 - (1) 非常警報設備の設置は、下記によること。
 - ア 非常放送設備の設置義務がある防火対象物
ビアガーデン、遊技場等に使用する部分にスピーカーを設置すること。
 - イ 非常放送設備の設置義務がなく、自動火災報知設備の設置がある防火対象物
ビアガーデン、遊技場等に使用する部分に自動火災報知設備の発信機、地区音響装置を設置すること。
 - ウ 非常放送設備及び自動火災報知設備の設置義務がなく、非常警報設備（非常ベル）の設置義務がある防火対象物
ビアガーデン、遊技場等に使用する部分に非常ベルを設置すること。
 - (2) 避難器具の設置は、下記によること。
 - ア 避難器具の設置に係る収容人員については、当該用途の使用部分で算出するものとする。
 - イ 避難器具の設置個数は、規則第26条により減免できるものとする。
- 3 テーブル、いす及び売場等の配置にあたっては、階段に通じる通路等を避難上有効に確保すること。
- 4 日除け等（建築物に限る）を設ける場合、骨組は不燃材料とし、屋根は防火性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。